

当座勘定規定（一般口・2024年1月4日以降ご開設のお客さま用）

（本件新規制定なるも既存規定との相違点明確化のために比較表を作成、相違箇所を下線）

既存・当座勘定規定（一般口）	新規制定(2024年1月4日以降ご開設のお客さま用)
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>第6条 手形、小切手の金額の取り扱い 手形、小切手を受け入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います</p> <p>第7条 手形、小切手の支払い等 ① <u>小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</u> ② <u>前項の支払いにあたっては、手形または小切手の振り出しの事実の有無等を確認すること（その事実の有無等について書面の交付を求めることを含みます。）</u>があります。 ③ <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時まで</u>に当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。ただし、15時以降に入金した資金であっても、<u>当行が認めた場合には支払に充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> ④ <u>当座勘定の払い戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。</u> ⑤ <u>前項の払い戻しに払戻請求書を使用する場合には、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u></p> <p>第8条 手形、小切手用紙 ① <u>当行を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を振り出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</u> ② （略） ③ <u>前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払いをしません。</u></p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>第6条 手形、小切手の金額の取り扱い 手形、小切手を受け入れまたは<u>第7条第1項の為替手形を支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。</u></p> <p>第7条 <u>引き受けた為替手形の支払い等</u> ① <u>取引店を支払場所として引き受けられた為替手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</u> ② <u>前項の支払いにあたっては、<u>為替手形の引き受け</u>の事実の有無等を確認すること（その事実の有無等について書面の交付を求めることを含みます。）</u>があります。 ③ <u>呈示された為替手形は、呈示日の15時まで</u>に当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。ただし、15時以降に入金した資金であっても、<u>当行が認めた場合には支払に充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> ④ <u>当座勘定の払い戻しの場合には、当行所定の払戻請求書を使用してください。</u> ⑤ <u>前項の場合には、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u></p> <p>第8条 手形、小切手用紙 ① <u>当行は、手形用紙、小切手用紙を交付しません。</u> ② （略） ③ <u>前項以外の手形または小切手については、当行はその支払いをしません。</u></p>

既存・当座勘定規定（一般口）	新規制定(2024年1月4日以降ご開設のお客さま用)
<p>④ 当座勘定から支払いをした手形または小切手のうちに、本人が振り出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</p> <p>⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥ 当座勘定から支払いをした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>④ 当座勘定から支払いをした為替手形のうちに、本人が引き受けたものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</p> <p>削除</p> <p>⑤ 当座勘定から支払いをした為替手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑥ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>
<p>第9条 支払いの範囲</p>	<p>第9条 支払いの範囲</p>
<p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>② 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>① 呈示された為替手形等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>② 為替手形の一部支払はしません。</p>
<p>第10条 支払いの選択</p>	<p>第10条 支払いの選択</p>
<p>同日に数通の手形、小切手等の支払いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p>	<p>同日に数通の為替手形等の支払いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p>
<p>第11条 過振り</p>	<p>第11条 過振り</p>
<p>① 第9条第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払いをした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。</p> <p>②～⑤（略）</p>	<p>① 第9条第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて為替手形等の支払いをした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。</p> <p>②～⑤（略）</p>
<p>第12条 手数料等の引き落とし</p>	<p>第12条 手数料等の引き落とし</p>
<p>① 当行が受け取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引き落とすことができるものとします。</p> <p>②～③（略）</p>	<p>① 当行が受け取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引き落とすことができるものとします。</p> <p>②～③（略）</p>

既存・当座勘定規定（一般口）	新規制定(2024年1月4日以降ご開設のお客さま用)
<p>第13条 支払保証に代わる取り扱い <u>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は銀行振出小切手を交付し、その金額を当座勘定から引き落とします。</u></p> <p>第14条 印鑑等の届出（略）</p> <p>第15条 届出事項の変更 ① <u>手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって取引店に届け出てください。</u> ②～④（略）</p> <p>第16条 成年後見人等の届出（略）</p> <p>第17条 印鑑照合等 ① <u>手形、小切手、払戻請求書または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されたものを含みます。）を、届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、その手形、小切手、払戻請求書または諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> ② <u>手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されたものを含みます。）を、相当の注意をもって、第8条の交付用紙であると認めて取り扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</u> ③ <u>この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</u></p>	<p>削除</p> <p>第13条 印鑑等の届出（略）</p> <p>第14条 届出事項の変更 ① <u>為替手形、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法によって取引店に届け出てください。</u> ②～④（略）</p> <p>第15条 成年後見人等の届出（略）</p> <p>第16条 印鑑照合等 ① <u>為替手形、払戻請求書または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されたものを含みます。）を、届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、その為替手形、払戻請求書または諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> ② <u>為替手形として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されたものを含みます。）を、相当の注意をもって、第8条第2項の交付用紙であると認めて取り扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</u> ③ <u>この規定および別に定める為替手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</u></p>

既存・当座勘定規定（一般口）	新規制定(2024年1月4日以降ご開設のお客さま用)
<p>第18条 振出日、受取人記載もれの手形、小切手</p> <p>① <u>手形、小切手を振り出しまたは為替手形を引き受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができます。</u></p> <p>② (略)</p> <p>第19条 線引小切手の取り扱い</p> <p>① <u>線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押印または届出の署名があるときは、その持参人に支払うことができます。</u></p> <p>② <u>前項の取り扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。</u></p> <p>第20条 自己取引手形等の取り扱い (略)</p> <p>第21条 利息 (略)</p> <p>第22条 残高の報告 (略)</p> <p>第23条 譲渡、質入れの禁止 (略)</p> <p>第24条 取引の制限等 (略)</p> <p>第25条 解約 (略)</p> <p>第26条 取引終了後の処理</p> <p>① <u>この取引が終了した場合には、その終了前に振り出された約束手形、小切手または引き受けられた為替手形であっても、当行はその支払義務を負いません。</u></p> <p>② <u>前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに取引店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。</u></p>	<p>第17条 振出日、受取人記載もれの為替手形</p> <p>① <u>確定日払いの為替手形で振出日の記載のないものまたは為替手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができます。</u></p> <p>② (略)</p> <p>削除</p> <p>第18条 自己取引手形等の取り扱い (略)</p> <p>第19条 利息 (略)</p> <p>第20条 残高の報告 (略)</p> <p>第21条 譲渡、質入れの禁止 (略)</p> <p>第22条 取引の制限等 (略)</p> <p>第23条 解約 (略)</p> <p>第24条 取引終了後の処理</p> <p><u>この取引が終了した場合には、その終了前に引き受けられた為替手形であっても、当行はその支払義務を負いません。</u></p> <p>削除</p>

既存・当座勘定規定（一般口）	新規制定(2024年1月4日以降ご開設のお客さま用)
<p>第27条 手形交換所規則による取り扱い</p> <p>①（略）</p> <p>② 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとし ます。</p> <p>③（略）</p> <p>第28条 準拠法令、合意管轄（略）</p> <p>第29条 規定の変更（略）</p>	<p>第25条 手形交換所規則による取り扱い</p> <p>①（略）</p> <p>② 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条第1項にかかわらず、呈示期間を経過した為替手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとし ます。</p> <p>③（略）</p> <p>第26条 準拠法令、合意管轄（略）</p> <p>第27条 規定の変更（略）</p>

小切手用法

(本件新規制定なるも既存規定との相違点明確化のために比較表を作成、相違箇所を下線)

既存・当座勘定規定（一般口）	新規制定(2024年1月4日以降ご開設のお客さま用)
<p>1. この小切手用紙は、取引店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p> <p>3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名捺印に際しては、取引店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</p> <p>4.</p> <p>(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1，2，3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</p>	<p>条項全削除</p>

既存・当座勘定規定（一般口）

新規制定(2024年1月4日以降ご開設のお客さま用)

条項全削除

数字	漢数字	数字	漢数字
1	壹, 壹, 弍	8	八, 捌
2	弍, 弍, 貳, 貳	9	九, 玖
3	参, 参	10	拾, 仕
4	四, 泗, 肆	100	百, 陌, 佰
5	五, 伍	1,000	千, 仟, 阡
6	六, 陸	10,000	万, 萬
7	七, 漆, 質	その他	金、円、 圓（円の 異体字）、 億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に捺印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を捺印してください。ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、銀行名、二次元コード欄に重なることがないようにしてください。

6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。また、記名捺印や金額の複記が二次元コード欄に重なることがないようにしてください。

7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。

8. 小切手用紙は、当行所定の受取書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してください。

9. 自署だけによるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

約束手形用法

(本件新規制定なるも既存規定との相違点明確化のために比較表を作成、相違箇所を下線)

既存・当座勘定規定（一般口）	新規制定(2024年1月4日以降ご開設のお客さま用)
<p>1. この手形用紙は、取引店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。</p> <p>2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名捺印に際しては、取引店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p> <p>4.</p> <p>(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、 「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</p>	<p>条項全削除</p>

既存・当座勘定規定（一般口）

新規制定(2024年1月4日以降ご開設のお客さま用)

条項全削除

数字	漢数字	数字	漢数字
1	壹, 壹, 弍	8	八, 捌
2	弍, 弍, 貳, 貳	9	九, 玖
3	参, 参	10	拾, 仕
4	四, 泗, 肆	100	百, 陌, 佰
5	五, 伍	1,000	千, 仟, 阡
6	六, 陸	10,000	万, 萬
7	七, 漆, 質	その他	金、円、 圓（円の 異体字）、 億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

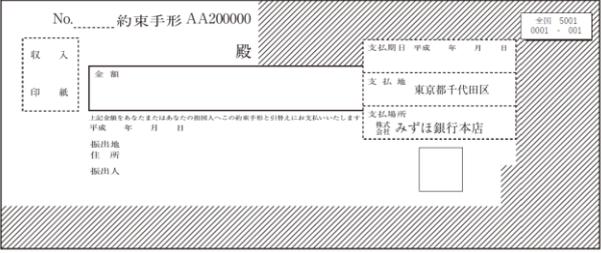
(4)金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に捺印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

5.金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を捺印してください。ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、銀行名、二次元コード欄に重なることがないようにしてください。

6.手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。また、記名捺印や金額の複記その他の記載が二次元コード欄に重なることがないようにしてください。

7.手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。

8.手形用紙は、当行所定の受取書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してください。

<p>既存・当座勘定規定（一般口）</p>	<p>新規制定(2024年1月4日以降ご開設のお客さま用)</p>
<p>9. 自署によるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p> 	<p>条項全削除</p>

為替手形用法

(本件新規制定なるも既存規定との相違点明確化のために比較表を作成、相違箇所を下線)

既存・当座勘定規定（一般口）	新規制定(2024年1月4日以降ご開設のお客さま用)
<p><u>1. この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。</u></p>	<p>削除</p>
<p><u>2. 手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。</u></p>	<p>削除</p>
<p><u>3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。</u></p>	<p>削除</p>
<p><u>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</u></p>	<p>削除</p>
<p><u>5.</u> <u>(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</u> <u>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3 ……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、 「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u> <u>なお、文字による複記はしないでください。</u> <u>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p>	<p>削除</p>

既存・当座勘定規定（一般口）

新規制定(2024年1月4日以降ご開設のお客さま用)

数字	漢数字	数字	漢数字
1	壹, 壹, 弍	8	八, 捌
2	弍, 弍, 貳, 貳	9	九, 玖
3	参, 参	10	拾, 仕
4	四, 泗, 肆	100	百, 陌, 佰
5	五, 伍	1,000	千, 仟, 阡
6	六, 陸	10,000	万, 萬
7	七, 漆, 質	その他	金、円、 圓（円の 異体字）、 億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

(4)金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に捺印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

6.金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を捺印してください。ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。

7. 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名捺印には、当店へお届けのご印章を使用してください。

8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。

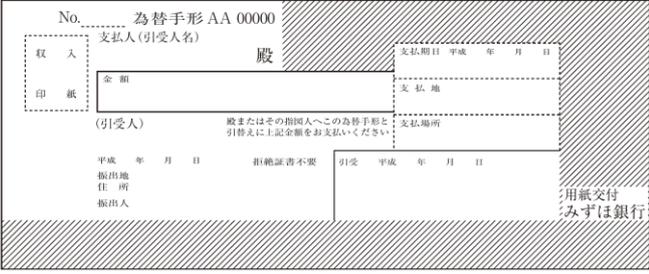
9. 手形用紙は大切に保管してください。当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。

削除

1. 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名捺印には、当店へお届けのご印章を使用してください。

削除

2. 当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の方法により直ちに届出てください。

既存・当座勘定規定（一般口）	新規制定(2024年1月4日以降ご開設のお客さま用)
<p>10. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してください。</p> <p>11. 自署によるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p> 	<p>削除</p> <p>3. 自署によるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>